

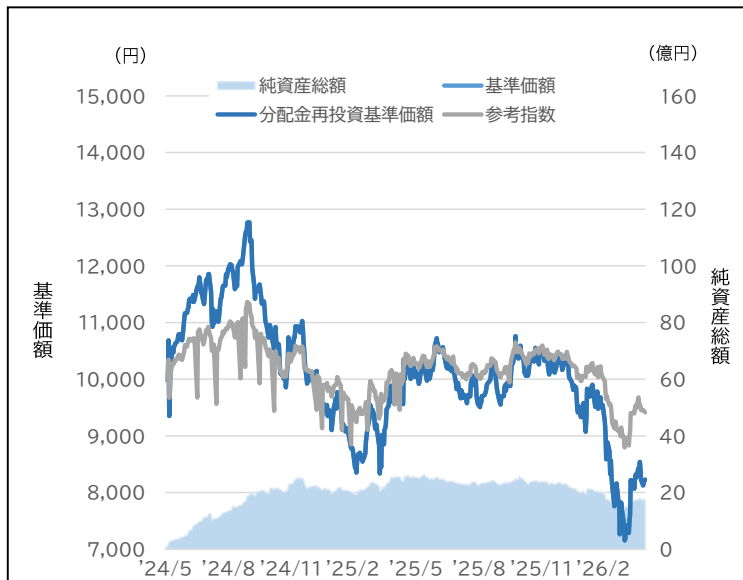


当資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ファンドの運用実績

### ■ 基準価額推移

設定日（'24/5/31）～'26/4末



※「基準価額」は信託報酬控除後のものです。信託報酬は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※参考指数はNifty50指数先物（米ドル建て）です。満期4営業日前にロールした場合の数値を使用しています。

※参考指数はベンチマークではありませんが、参考のため掲載しております。

※グラフ上の参考指数はグラフ起点時の基準価額に基づき指数化しております。

※「分配金再投資基準価額」は、分配が行われた場合に、当該分配金（税引前）を決算日にファンドへ再投資したものと計算しています。なお、分配実績がない場合の「分配金再投資基準価額」は、「基準価額」と同一の値となります。

### ■ ファンドの現況

|        | '26年4月末 | 前月末    | 前月末比    |
|--------|---------|--------|---------|
| 基準価額   | 8,227円  | 7,154円 | +1,073円 |
| 純資産総額* | 17.4億円  | 14.6億円 | +2.8億円  |

\*四捨五入の関係で金額が一致しない場合があります。

### ■ ファンドの騰落率

| 期間  | 騰落率    |
|-----|--------|
| 1カ月 | 15.0%  |
| 3カ月 | -14.1% |
| 6カ月 | -21.0% |
| 1年  | -16.5% |
| 3年  | -      |
| 5年  | -      |
| 10年 | -      |
| 設定来 | -17.7% |

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額を元に計算しています。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

### ■ 分配金の実績

| 期間         | 分配金 |
|------------|-----|
| 第1期('25/5) | 0円  |
| 第2期('26/5) | -   |
| 第3期('27/5) | -   |
| 第4期('28/5) | -   |
| 第5期('29/5) | -   |
| 第6期('30/5) | -   |
| 設定来        | 0円  |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### ■ 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。小数点第2位を四捨五入して表示しています。

| 組入銘柄名                       | 比率     |
|-----------------------------|--------|
| auAMレバレッジNifty50インド株マザーファンド | 99.4%  |
| 短期金融資産等                     | 0.6%   |
| 合計                          | 100.0% |

| 資産別構成比率*    |        |
|-------------|--------|
| 外国株式先物      | 201.0% |
| 国庫短期証券      | 40.1%  |
| コール・ローン、その他 | 59.9%  |

\*先物の建玉がある場合には、資産別構成の比率合計欄を表示していません。



## ファンドの目的と特色

### ■ ファンドの目的

auAMレバレッジNifty50インド株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を高位に組み入れることにより、Nifty50指数先物（米ドル建て）の日々の値動きの2倍程度となることを目指して運用を行います。

### ■ ファンドの特色

- 主として、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、Nifty50指数先物（米ドル建て）の日々の値動きの2倍程度となることを目指します。
  - マザーファンドにおいて選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。
- ア. 株価指数先物取引を利用する方法  
イ. 指数連動有価証券に投資を行う方法

### ■ 追加的記載事項

日々の基準価額の値動きは、Nifty50指数先物（米ドル建て）の日々の値動きの2倍程度となることを目指しますが、主として次のような要因があるため、目標とする投資成果を達成することを運用上お約束できるものではありません。

- ・ 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式指数先物売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する終値の不一致
- ・ 株価指数先物取引のロールオーバーに伴う限月間の価格差
- ・ 株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・ 株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響

### ■ Nifty50指数について

Nifty50指数は、インドのナショナル証券取引所に上場している、浮動株調整後の時価総額、流動性の基準を用いて選定した50社の株式で構成される株価指数です。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替えは半年ごとに行われます。Nifty50指数は、1995年11月3日を基準日とし、基準日の指数値を1,000として、インド・ルピー建てで計算されています。

当ファンドは、NSE INDICES LIMITEDが発起、保証、販売または販売促進を行っているものではありません。NSEINDICES LIMITEDは、当ファンドの所有者または一般のいかなる人に対しても、有価証券全般または当ファンドへの投資の妥当性、あるいはNifty50指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの連動性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証を行いません。NSE INDICES LIMITEDとauアセットマネジメント株式会社との関係は、NSE INDICES LIMITEDが、auアセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に決定、構築および算出を行う指数と指数に関連する商標および商号についての使用を許諾することだけではありません。NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数の決定、構築および計算に関して、auアセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要望を考慮する義務を負いません。NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの設定に関してその時期、価格もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与もしていません。NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの管理、販売または取引に関していかなる義務または責任も負いません。NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数とそれに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、障害に対していかなる責任も負わないものとします。NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数またはそれに含まれるデータの利用により、auアセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。NSE INDICES LIMITEDは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつNifty50指数またはそれに含まれるデータに関して、商品性または特定の目的または使用に対する適合性のすべての保証を明示的に否認します。上記に関わらず、NSE INDICES LIMITEDは、いかなる直接的、特別の、懲罰的、間接的または結果的損害（逸失利益を含む）も含めて、本ファンドに起因または関連するあらゆる請求、損害または損失について、たとえそれらの可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。



## 投資リスク（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

### ■ 基準価額の主な変動要因

※変動要因は下記に限定されるものではありません。

- 株価指数先物取引の利用に伴うリスク
- 価格変動リスク・信用リスク（株価の変動・公社債の価格変動・信用リスク）
- 為替変動リスク
- カントリー・リスク
- その他（解約申込みに伴うリスク等）
- 当ファンドの戦略に関するリスク

### ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項  
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、マザーファンドを通じてレバレッジ運用を行なうにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益（キャピタル・ゲイン）に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。
- この商品は、レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。  
同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。最も適している想定顧客層は、積極性重視を投資目的とした、資産形成層（40代以下）およびシニア層（50代、60代、70代）で、余裕資金がある方を想定しています。



ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                               | 費用の内容                                       |
|---------|-----------------------------------|---|
| 購入時手数料  | 2.2%（税抜2.0%）を上限として<br>販売会社が別に定める率 | 購入時の商品説明または商品情報の提供、<br>投資情報の提供、事務手続き等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                            | -   |

■ 投資者が直接的に負担する費用

|                  | 料率等   | 費用の内容   |
|------------------|---|---|
| 運用管理費用<br>（信託報酬） | 純資産総額に対して年率0.4334%（税抜0.394%）を乗じて得た額とします。  |   |
|                  | 委託会社  | 年率0.2332%（税抜0.212%）<br>ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計<br>算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
|                  | 販売会社  | 年率0.1782%（税抜0.162%）<br>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購<br>入後の情報提供等の対価です。         |
|                  | 受託会社  | 年率0.0220%（税抜0.020%）<br>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                             |
| その他の費用・手数料       | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外<br>国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。<br>なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |   |

※購入時手数料等については、詳しくは販売会社にお問合せください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。



お申し込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

|         |   |
|---------|---|
| 購入単位    | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位   |
| 購入価額    | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）   |
| 換金単位    | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位  |
| 換金価額    | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）   |
| 換金代金    | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。   |
| 申込受付中止日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>①ナショナル証券取引所（インド）の休業日<br>②ムンバイまたはシンガポールの休日（銀行の通常の営業日以外の日）<br>③ニューヨークの休日（銀行の通常の営業日以外の日）<br>④「委託会社の休業日かつ①②に該当しない日」の前営業日<br>⑤①②③④のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 |
| 信託期間    | 無期限（2024年5月31日設定）   |
| 決算日     | 毎年5月30日（休業日の場合は翌営業日）<br>※第1計算期間は、2025年5月30日（休業日の場合翌営業日）までとします。  |

当資料のご利用にあたっての注意事項等

●当資料は、auアセットマネジメント株式会社がファンドの運用状況等をお知らせするために作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ファンドの取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。●信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。●投資信託は預貯金とは異なります。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の記載内容は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、基準日時点のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。●当資料の写真やイラストはイメージとして掲載するものです。●ファンド名称のauAMはauアセットマネジメントの略称です。



## 委託会社、その他の関係法人の概要

### ■ 委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

auアセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3062号  
 加入協会：一般社団法人資産運用業協会

### ■ 受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社  
 <再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社>

### ■ 販売会社（募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者）

下記の販売会社一覧をご覧ください。

| 販売会社一覧                                     |                 |      |   |   |   |
|--|-----------------|------|---|---|---|
| 商号（50音順）                                   | 登録番号            | 加入協会 |   |   |   |
|  |                 | ①    | ② | ③ | ④ |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融証券取引業者<br>マネックス証券株式会社）   | 関東財務局長（登金）第633号 | ○    |   |   |   |
| 株式会社SBI証券                                  | 関東財務局長（金商）第44号  | ○    |   | ○ | ○ |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融証券取引業者<br>マネックス証券株式会社） | 関東財務局長（登金）第10号  | ○    |   | ○ |   |
| ソニー銀行株式会社                                  | 関東財務局長（登金）第578号 | ○    |   | ○ | ○ |
| 松井証券株式会社                                   | 関東財務局長（金商）第164号 | ○    |   | ○ |   |
| マネックス証券株式会社                                | 関東財務局長（金商）第165号 | ○    | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                          | 関東財務局長（金商）第61号  | ○    | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社                                   | 関東財務局長（金商）第195号 | ○    | ○ | ○ | ○ |

- ①日本証券業協会  
 ②一般社団法人資産運用業協会  
 ③一般社団法人金融先物取引業協会  
 ④一般社団法人第二種金融商品取引業協会